

1. 議 事 日 程（7日目）

（令和7年那智勝浦町議会第1回定例会）

令和7年3月21日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	発議第1号	那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………	340
日程第2	発議第2号	那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する規則……………	341
日程第3	議案第48号	令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）……………	343
日程第4	議案第49号	新クリーンセンター建設工事請負契約の変更について……………	350
日程第5	委員会所管事務調査継続調査要求……………		351
日程第6	閉会中の継続調査要求……………		351

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	引 地 稔 治	2番	吾 妻 正 崇
3番	城 本 和 男	4番	曾 根 和 仁
5番	藤 社 和 美	6番	西 太 吉
7番	加 藤 康 高	8番	東 信 介
9番	松 本 和 彦	10番	津 本 ・ 光
11番	勝 山 則 子		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
税 務 課 長	増 田 晋	住 民 課 長	太 田 貴 郎
福 祉 課 長	仲 紀 彦	こども未来課長	竹 原 大 二
観光企画課長	畑 下 貴 幸	農林水産課長	村 井 弘 和
建 設 課 長	井 道 則 也	会計管理者職務代理者	塩 崎 圭 祐
参事（消防長）	湯 川 辰 也	教 育 次 長	中 村 崇
水 道 課 長	楠 本 定	病 院 事 務 長	寺 本 斉 弘

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 主 任	上 仲 映 豪
事 務 局 主 査	北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔４番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時３０分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 発議第１号 那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第１、発議第１号那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第１号を朗読させます。

議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第１号朗読〕

２枚目に改め文、別に新旧対照表をつけております。改正内容を申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第２条第４項ただし書中、「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改めるものです。

次に、第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改めます。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削ります。

第２７条第２項中「この章において」を削ります。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

第32条第3項中「この章において」を削ります。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

第39条第3項中「この章において」を削ります。

第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えるものです。

改め文のほうに戻らせていただきまして、附則としてこの条例は令和7年4月1日から施行します。

番号利用法の改正に伴う改正は、第2条第10項の後段、第12条第5項の表、第38条第1項第1号の部分の2か所で、他の改正部分は所要の規定の整備によるものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 提案理由の説明を求めます。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） 提案理由につきましては、ただいま事務局長が説明したとおりになっております。皆さん、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第2号 那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する規則

○議長（曾根和仁君） 日程第2、発議第2号那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する規則を議題とします。

局長より発議第2号を朗読させます。

議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第2号朗読〕

2枚目に改め文、別に新旧対照をつけておりますので、改正内容を申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

第7条中「傍聴人が」を「傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者が傍聴席に」に改めます。

第8条中「傍聴人」を「傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者」に改めます。

第11条第1項第1号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、漢字の「杖」を平仮名の「つえ」に、そして「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改めるものです。

第2号、ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者となります。

次に、第11条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削ります。

第12条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改めます。

第2号、携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第3号、飲食又は喫煙をしないこと。

第4号、写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこととなります。

第12条第5号から第7号までを削り、同条第8号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とするものです。

そして、第13条を削ります。

第14条中「すべて」を漢字の「全て」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とするものです。

附則、第1項を次のように改めます。施行期日、第1項、この規則は、公布の日から施行する。

改正内容は以上です。

この改正は、提案理由にありますように、標準町村議会傍聴規則の一部改正があり、それに対応する改正となります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 提案理由の説明を求めます。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） この発議第2号につきましても、ただいま事務局長が説明したとおりになりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第48号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（曽根和仁君） 日程第3、議案第48号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第48号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億288万6,000円とするものでございます。

第2条では地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額109億2,800万円に補正額で2億7,488万6,000円を追加し、計で112億288万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4の衛生費から款8消防費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4 ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。起債の目的欄、緊急防災・減災事業と過疎対策事業で、補正前の限度額、計17億610万円に2億1,400万円を増額し、補正後の限度額を19億2,010万円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ2億7,488万6,000円を増額をお願いしてございます。

6ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金4,773万円の増額、地方債2億1,400万円の増額、一般財源は1,315万6,000円の増額となっております。

7 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は1,315万6,000円の増額で、計で38億9,315万6,000円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目2衛生債と目6消防債の補正により、計で2億1,400万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

まず、歳出の9ページのほうをお願いします。

款4衛生費、項2清掃費、目2新クリーンセンター整備事業費、節14工事請負費は、令和6年度一般会計補正予算（第9号）、債務負担行為補正で可決いただきました新クリーンセンター建設事業費に関する増額で、賃金物価の変動に基づく請負代金額の変更額2億4,255万円と、当初想定していなかった地中障害物の撤去費用115万5,000円の合計2億4,370万5,000円の補正をお願いするものです。工事費の総額は、税込みで当初の47億6,850万円から50億1,220万5,000円となります。

7ページの歳入のほうをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び節3廃棄物処理施設整備交付金の合計4,773万円は、新クリーンセンター建設工事に関する補助対象事業費の3分の1及び事務費分の補正をお願いするものです。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

9 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費、節12委託料、補正額176万円は、説明欄記載の林道西中野川線測量業務委託で、すいません、別添の資料をお願いしたいと思います。

資料 1 ページですが、こちらの現場については 3 月 13 日に発見されました。場所につきましては西中野川トンネルから約 1.1 キロメートルの地点で、写真のとおり斜面から土砂が崩落し林道を完全に塞ぎ、通行が不可能な状態でした。林道の起点終点には通行止めの看板を設置しているところでございます。

今回の測量業務につきましては、現場ののり面が非常に崩れやすい状態のため、構造計算が必要になったための予算となります。

続きまして、下の項 3 水産業費、目 1 水産業総務費、節14工事請負費、補正額350万円は、説明欄記載の那智漁港灯浮標設置工事で、こちら、資料の裏面をお願いいたします。

今回対象となる灯浮標は赤丸の場所でございます。3 月 5 日に灯浮標が浜に打ち上げられておりました。この灯浮標は、那智湾を安全に航行するための目印となるもので、現在は仮のブイを設置しているところでございます。航行の安全確保のために早急に灯浮標のチェーンの取替え、設置に係る工事費となります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 観光企画課関係について御説明申し上げます。

10 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 6 商工費、項 2 観光費、目 1 観光総務費で 790 万円の補正をお願いしております。節18負担金、補助及び交付金につきましては、地域活性化起業人派遣に係る負担金の増額をお願いするものです。

別添の観光企画課関係資料をお願いします。

総務省の地域活性化起業人制度を活用し、3 大都市圏などに所在する民間企業の社員を受け入れるものです。映像作成企業での豊富な経験とネットワークを生かしていただき、地域観光資源のデジタルコンテンツ作成等に当たっていただくことを予定しております。なお、財源としては、特別交付税が措置される見込みです。

派遣受入れ内容といたしましては 2 名の受入れを予定しております。1 名については、企業派遣型を活用し本町に常駐いただき、月の半分以上を本業務に従事いただく方になります。派遣費用は年額 590 万円となります。もう一人は、副業型またはシニア起業人を活用し、月 4 日以上かつ月 20 時間以上、受入れ自治体における滞在日数は月 1 日以上という条件の下、企業派遣型の起業人と連携して事業を進めていただきます。派遣費用は年額 200 万円となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節10負担金、補助及び交付金、説明欄記載の消防救急デジタル無線運営協議会負担金につきましては、当初予算時に説明させていただきましたとおり、3月10日付で協議会から金額修正依頼がございました増額分でございます。

消防本部と協議会が確認するなど連絡を密にしていれば事前に防げた事案であったと考えてございます。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがなきよう十分精査してまいります。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私はね、総務経済常任委員会のほうの意見でも出てたんですが、今回、今年度の予算はもう通っているわけで、その中で道の駅の問題ですね、これの予算もその中には含まれているわけです。町民からやっぱりいつ風呂のほうが直るんですかという声もあちこちでよく聞きます。そういう意味で、こういったタイルの補修の問題ですね、これは常任委員会のほうでも予算の問題が出てるわけだから、この道の駅全体をどうするかということを考えるのと、何ていうのかな、同時進行でやっていかないかんちゃうんかというような意見が多分何人かの委員さんからも出ていたと思います。そうですね。だから、そういうことの中でなぜその補正の予算が、僕はそういう意味でここに出てくるのかなということも期待していたんです。やっぱり先に一定の期間のやつは修理をしながら、そして今後の方向性について流れていくということで、この補正予算の中でなぜ組まれなかったのかというのは物すごく気になって、ここの予算に出ている問題とは関係をしておりませんが、農林水産課のほうのそういう提案、ここの予算の補正のほうの提案もありましたんで、そういうことも併せてお聞きしたいなと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（曽根和仁君） 10番議員、今質疑をいただきましたが、直接この今回の補正予算に関わりがないので、これについてはちょっと答弁を求められないと思いますので、御了解をお願いいたします。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 私も10番、津本議員さんと同じことなんですけども、今回補正予算、この第1号が上がってきているんですけども、ここで農林水産課のほうはですね、西中野川の測量業務、これ災害ですんで急ぎますよね。そんで、那智漁港のほうの浮標の工事もありますけど、9ページですね。同時にですね、道の駅のタイル補修というのもですね、利用者の方から見たら急ぐ事業なんですよ。今回、私あえて質問させていただくのは、ここでやらない、委員会の中ではですね、見た目は多少悪くてもいいから安全にということでタイルを落として、できるだけ、利用者が待っているわけですから早くすべきじゃないかっていうふうな意見が出てたんですよ。それに対して当然補正予算でこれですね、上がってくるんじゃないかと思

ったんですけども、そうじゃなかったんで、これちょっとお伺いしたいなと思います。急ぐ事業じゃないんでしょうか。それお伺いします。

○議長（曾根和仁君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時57分 休憩

10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

先ほどの3番議員の質疑につきましては、議案と直接関係のないものとして、答弁は得られないものとさせていただきます。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 貴重な時間を申し訳ございません。

ただしですね、私今回のこの補正予算なんですけども、この急ぐ事業について、災害復旧やとか、この漁港の関係の設置工事ですね、これなんかも危険ですから急ぐんですけども、利用者の方が待っておられるのにですね、そして委員会の中でもどうするんですかっていう問いを委員の中からしたにもかかわらず答えがなくてですね、私当然この補正予算に出てくると思ってたんですよ。それがなかったということはどういうことなのかなと、どういう対処の仕方をされるのかなということでお伺いしたわけなんです。

ここで上げないということは6月議会ということであってですね、6月議会からもし修繕の費用が出たとして、改修したとしたらもうこれ半年開けないということなんですよね、丹敷の湯を。そこら辺りですね、どのように考えているのか。ただ、修繕費があるんで修繕費の中でやります、やれますということなのか、ここへ上がってないということはどういうことなのかどうか、それをお伺いしたいんですけど。

○議長（曾根和仁君） 3番議員さん、今の質疑につきましても具体的にこの今回の補正予算に上がっていない案件なんですけど、構わないでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 商工費のこの補正なんですけど、とても優秀な人材が来るっていうことは喜ばしいことなんですけども、これどこまで範囲、常駐ということは観光企画のほうに机を置くということですね。それが一点と。

副業型に関してはほぼこちらにいらっしゃらずにということは、リモートなんか、こちらに来ることも時々あるんか、そんな感じの就業形態になるんかなと思うんですが、その内容ですね、SNSを使って町のPRコンテンツの企画とかというんやけど、その映像のプロならもちろんホームページの更新とかインスタの、随時祭りとか行事とかあるたんびに更新してくれるんかとか、あと二十歳のつどいの映像を作ってくれるんかとか、映像、必要とされる映像のことを全てお任せすると考えて、私らは捉えていいんでしょうか。その点、2点お願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 活性化起業人の関係で質問いただきました。

常駐する職員については観光企画課で常駐するということになっております。副業型の形態ですけれども、議員おっしゃっていただいたような形なんですけれども、主にはリモートで月に1日以上ということになりますので1日以上おられることはあるかと思いますが、1日は来ていただくということになっておりまして、平素のその1日以外のところでは会社のほうで那智勝浦町の業務に当たっていただいたり、常駐の職員とはリモートで協議をいただいたりということで、撮影の範囲につきましては、やはり撮影で録音であったり、それに加えて演出というような部分も要素もありますのでチームでやはり作らなければならないところがありますので、1人より2人ということで連携して取り組んでいただくことにしております。

撮っていただく映像ということですが、地域の祭りであったり、ガイドツアーであったり、ホームページ用の画像であったり、全般的なものを撮っていただくつもりにしております。もちろん時間が限られておりますので全てということではないですが、もちろんこれまで広報の担当が役場でもおりますので、そちらのほうと分担しながらこのプロの方に撮っていただくようなところは事業の日数の範囲内で撮っていただいて進めていきたいと思っております。

二十歳の、観光コンテンツとはしておりますけども、二十歳のつどいのほうの映像であったりですね、ほかにも御提案、町で必要な映像とかも事業日数の範囲内で協力いただけるかと考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 任期についてはの説明と、やっぱり先ほど言いました広報のほうの職員、これからずっとSNSの活用は続いていくわけなので、ノウハウの継承っていうのもね、重大なことになってきます。任期のこと、すいません、聞くのを忘れました。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 制度としては半年から3年という起業人制度になっておりますけれども、企業さんと協議している中では一応今のところ1年半から2年ということで今準備のほうは進めております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、その同じことなんですけど、観光の地域活性化のことなんですけど、これ1番、2番に分けられてて、単純に考えたらその2番の副業型のやつは企画提案されて、それをその1番のほうの方がそれを映像を撮りに行くっていうふうな大まかな仕分でしたらそういう認識で構わんのかな。その辺ちょっと。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

今、副業の方から常駐の方への仕事を依頼するというような……

〔8番東 信介君「そうではないんやけど全体的な雰囲気からしたらそんな感じで捉えたらええん」と呼ぶ〕

そうですね、そういう形でされる仕事もあろうかと思えますし、常駐の方が自身で考えて制作されることもあろうかと思えますし、常駐の方が考えられたものを副業型の方に相談したり指示を仰ぐというような形で一つのチームというような形で臨機応変にやっていただけるものと考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 9ページの農林水産課の部分の14番、工事請負費の部分で、那智漁港灯浮標設置工事っていう部分なんですけど、これってどこにどんなふうにつけないといけないっていう明確なルールがあるんでしょうか。

それとあと、漁港を利用されている船の数とか、1日どれぐらいの船が出入りしているのか分かれば教えてください。

○議長（曾根和仁君） 要は義務化されているものかということやね。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 水産業費の工事請負費というところでございますが、こちらの図面記載のとおり、ブイについては那智湾で全体で10基設置しておるところでございます。真ん中の赤い線から上、新宮寄りが町管理のブイでございまして、こちらについては船の船舶の安全航行上必要ということで、海上保安庁との指導によりブイを設置しているところでございます。

あと、使用というところでございますけども、今那智漁港はですね、33隻の係船が申請が来ておりまして、通常33隻ですけども、それ以外に週末であったり休みがあったときには一時停泊の船がございまして。やっぱりどちらかといいますとその一時的な停泊の船に関しましては少し危険なところもございまして、早急に修繕が必要、工事が必要だというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第49号 新クリーンセンター建設工事請負契約の変更について

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第49号新クリーンセンター建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第49号新クリーンセンター建設工事請負契約の変更について説明させていただきます。

議案第48号で説明させていただきました工事請負費の増額により、工事請負契約の変更契約を締結したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

新クリーンセンター工事請負契約の金額は、当初契約額47億6,850万円、第1回変更契約額50億1,220万5,000円、変更契約増減額2億4,370万5,000円、契約の相手方は内海プラント株式会社です。

なお、議会の議決事項ではございませんが、3月4日の特別委員会で話をさせていただきました工期の延長について、3月6日に電気工事設備関連の施工業者の確保が困難な状況から、令和7年9月30日までの工事期間の延長願が内海プラント株式会社様から提出されましたので、本契約の変更については金額と併せて工期の延長も行っていきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません、工期の延長は初めて聞いたもので、それその電気の工事の延長によって、外構であって、その本体の稼働が7月って言やったけど、それには影響ないんですか。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 工事の関係ですけれども、外構、建物については予定どおり工事が終わるというふうに聞いています。電気、プラント関係の電気の職人さんという確保がちょっと厳しいという状況で、今必要数より少ない人数で作業をしているという状況で、そちらの分がちょっと工期、当初の工期の終了までに間に合わないということを聞いています。施設の

稼働につきましては、やはりそれ全部終わってからしか稼働できないという形になります。

以上です。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（曽根和仁君） 日程第5、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 閉会中の継続調査要求

○議長（曽根和仁君） 日程第6、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時22分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 皆様には、3月7日から本日21日まで、新年度予算ほか多くの議案を審議していただきありがとうございました。今回、町の企業会計が健全であることの重要性を改めて認識したところです。とりわけ、病院事業については今が踏ん張りどころと考えます。議員からも前向きな提案があったように、どうか職員の確保に全力を傾注してください。

また、当局に対してもう一つ要請がございます。先日の一般質問において、昨年の予算審議での質疑に対する答弁の内容が予算執行に当たって守られていない旨の指摘がありました。当局と議会との信頼関係の維持のため、今後こうしたことのないようにという趣旨の申入れをさせていただきます。

来月から新年度が始まります。議員各位におかれては健康に留意し、ますます御活躍されますよう心よりお願い申し上げます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会をいたしました第1回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして心から感謝を申し上げます。

本議会におきましては、防災・減災対策に重きを置いた令和7年度当初予算をはじめ、上程

いたしました全案件を原案のとおりそれぞれ御可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。頂戴いたしました意見、御提言につきましては鋭意検討をし、町政に反映させるよう努めてまいり所存でございます。

新クリーンセンターをはじめ大型事業が続きますが、財政規律を維持しながら今後も引き続き住民の皆様方が希望を膨らませていただけるような施策を計画してまいりたいと存じます。

また、会期中に御報告申し上げましたとおり、アメリカのタイム誌による訪れるべき場所への選定や、大谷選手による勝浦の生まぐろPRなど明るい話題もございました。今後ともさらなる情報発信に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、まだまだ寒い日が続いておりますが、少しずつ春らしくなっております。季節の変わり目で体調を崩しやすい時期でもございますので、議員の皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げまして、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 曾 根 和 仁

那智勝浦町議会副議長 城 本 和 男

会議録署名議員 吾 妻 正 崇

会議録署名議員 藤 社 和 美